

第2期 いのち支える 宮津市自殺対策推進計画

～「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」を目指して～



(概要版)

宮津市

計画見直しの趣旨

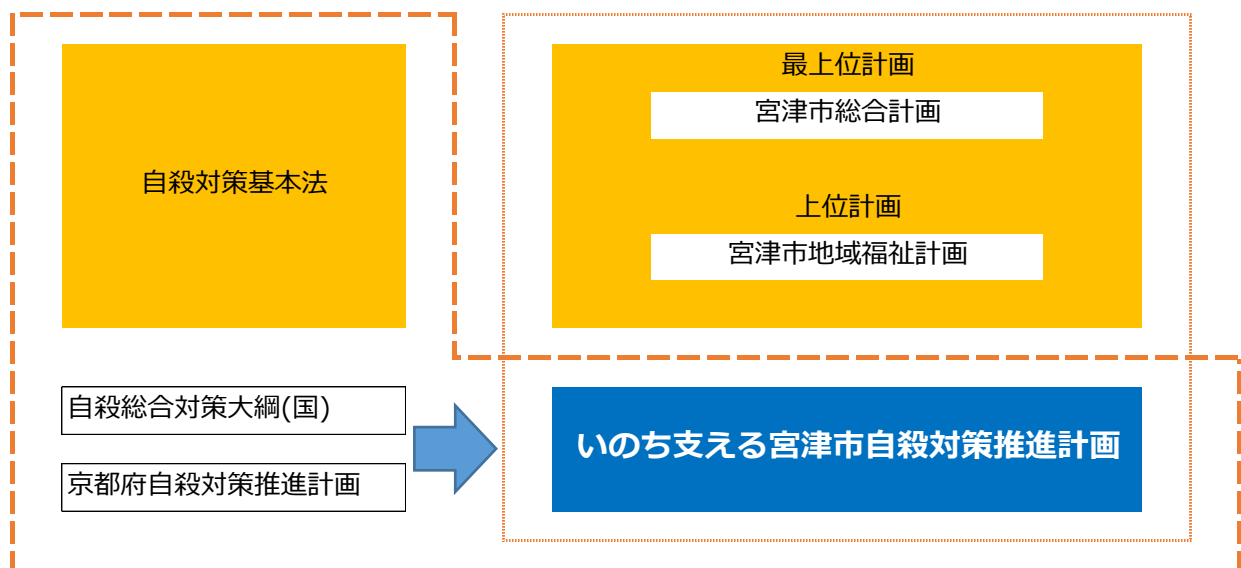
我が国では、毎年3万人を超える方が自殺により亡くなる状況が続いていました。かつて「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、2006年（平成18年）の自殺対策基本法の施行・2007年（平成19年）の自殺総合対策大綱の策定以降、広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて総合的に自殺対策の取組が推進された結果、自殺者数が2万人台にまで減少しましたが、2020年（令和2年）の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、特に女性と小中高生の自殺者数が増加する等の憂慮すべき事態が生じています。こうした状況を受け、2022年（令和4年）に閣議決定された第4次大綱では、これまでの取組の充実に加え、子どもや若者・女性に対する自殺対策の更なる推進・支援の強化に取り組む等の施策が新たに位置づけられるとともに、2025年（令和7年）6月の自殺対策基本法改正では、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備やデジタル技術を活用した施策の展開なども盛り込まれたところです。

本市においても、毎年、自殺により尊い命が失われている状況が続いています。

近年の本市の実情及び国・府等が実施する対策の動向を踏まえ、悩みを抱えた方々が孤立することなく、全ての市民がいつまでも安心して生活できるよう「宮津市自殺対策推進計画」を改定し、「誰ひとり自殺を考えない生き心地のよいまち みやづ」の実現を目指して取り組みます。

計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国の「自殺総合対策大綱」及び「京都府自殺対策推進計画」に地域の実情を勘案して宮津市の自殺対策について定めるものです。また、「宮津市総合計画」を最上位計画、「宮津市地域福祉計画」を上位計画としての行動計画として位置づけます。



計画期間

毎年、計画の取組状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

5年間

2026年度（R8年度）～2030年度（R12年度）

数値目標

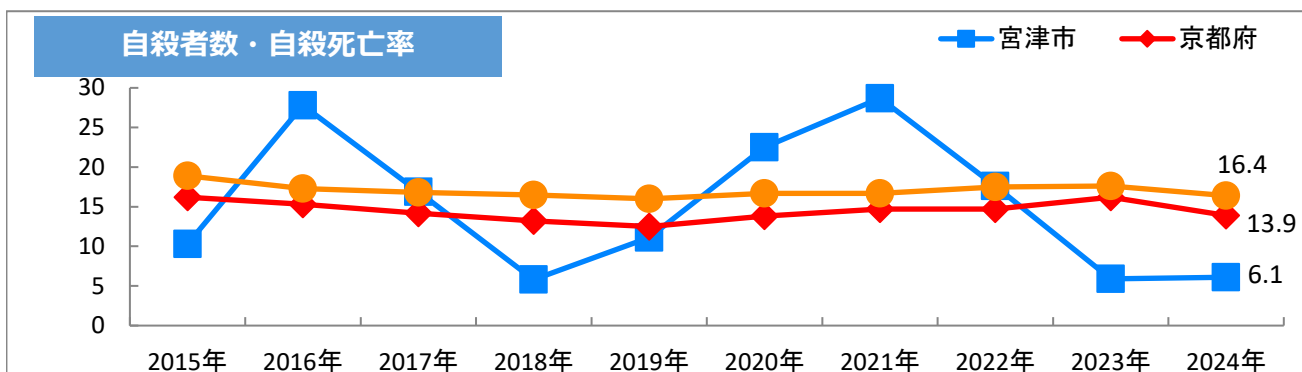
国の定める第4次大綱では、2026年（令和8年）までに、自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを目標としています（自殺死亡率：2015年：18.5 → 2026年：13.0以下）。本市においては、自殺者数0人（自殺死亡率0.0）を目指します。

自殺者数0人

2030年度（R12年度）までに

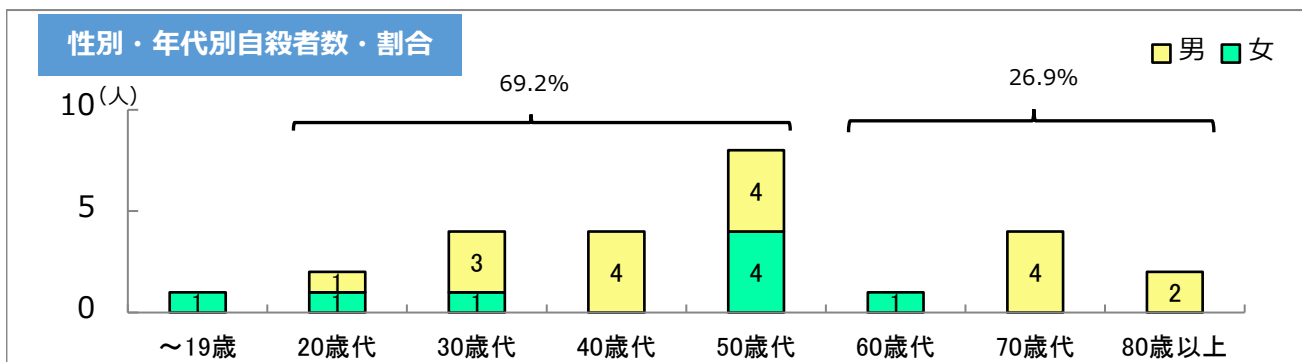
現 状

本市の自殺者数は、2016年（平成28年）の5人をピークに減少傾向にありましたが、コロナ禍の2020年（令和2年）から2022年（令和4年）までの3年間は増加に転じ、自殺死亡率は全国・京都府よりも高くなりました。その後は再び減少し、自殺者数は1人で推移、自殺死亡率は全国・京都府より低い数値となっています。

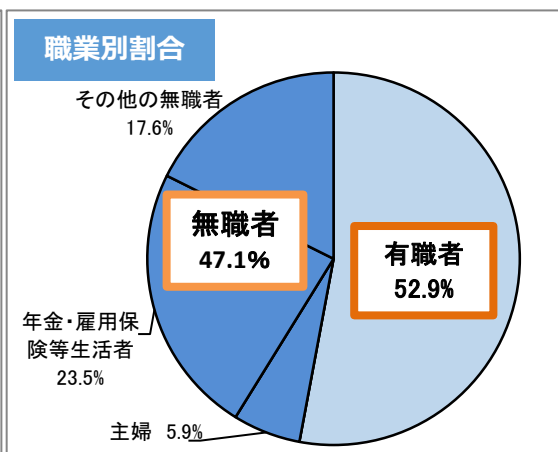
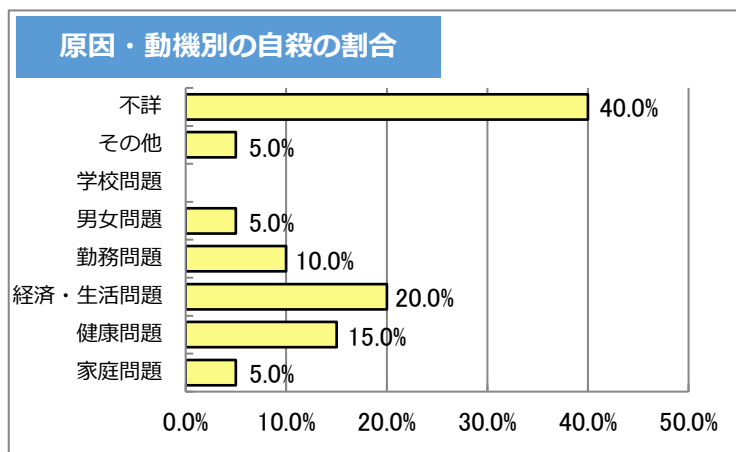


		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
宮津市	自殺者数	2	5	2	1	2	4	5	3	1	1
	自殺死亡率	10.3	27.8	16.9	5.8	11.0	22.5	28.7	17.6	5.9	6.1
京都府	自殺者数	424	399	368	343	323	355	376	375	410	352
	自殺死亡率	16.2	15.3	14.2	13.2	12.5	13.8	14.7	14.7	16.2	13.9
全国	自殺者数	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881	21,837	20,320
	自殺死亡率	18.9	17.3	16.8	16.5	16.0	16.7	16.7	17.5	17.6	16.4

本市の自殺者数は、全体で50歳代が多く、特に男性では40歳代、50歳代、70歳代が多くなっています。年代別では、20歳代から50歳代が約7割を占め、60歳以上を大きく上回っています。



原因・動機別の自殺の割合では、不詳を除き、経済・生活問題が20.0%と最も多く、職業別の割合では、有職者が52.9%と無職者より多い状況となっています。



基本方針

本市の自殺対策（生きる支援）を推進する上で、人と人とのつながり、さらには、地域社会とのつながりや関わりを大切にしながら、点から線へ、線から面へとつながる自殺対策のセーフティネットとして、社会的な支援の手を差し伸べる体制をつくることが重要です。こうした考え方、また、国の自殺総合対策大綱、府の自殺対策推進計画を踏まえ、5項目を本市の自殺対策の基本方針とします。

- 【基本方針1】 生きることの包括的な支援の推進
- 【基本方針2】 関連施策との連携による総合的な対策の推進
- 【基本方針3】 地域住民や民間の団体との協働や地域のつながりを駆使した支援の推進
- 【基本方針4】 実践と啓発を両輪として推進
- 【基本方針5】 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮

基本施策	関連施策	主な個別事業（取組）
(1) 地域の実態把握とネットワークの強化	①自殺に関する実態把握	・宮津市自殺対策推進協議会
	②地域におけるネットワークの強化	・地域福祉活動の推進 ・みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク
(2) 自殺対策を支える人材の育成	①自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	・職員の意識向上 ・ゲートキーパー養成研修会
(3) 住民への啓発と周知	①市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	・いのち支える相談窓口【相談支援体制の充実等】 ・情報発信・街頭啓発
(4) 生きることの促進要因への支援	①心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	・精神保健医療福祉サービス ・こころの健康に関する支援 ・LINE相談の周知
	②社会全体の自殺リスクを低下させる取組	・生活困窮者自立支援事業 ・性的マイノリティ（LGBTQ+）対策 ・多様な人々の繋がりによる子育て機運の醸成
	③自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組	・自殺未遂者への相談支援 ・市役所における相談支援の充実
	④遺された人への支援を充実する取組	・自死遺族への支援 ・民生委員・児童委員による相談援助
	⑤勤務・経営の対策を推進する取組	・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・事業主・中間管理職・労働者に対するメンタルヘルス対策 ・労働相談事業
	⑥女性への支援を推進する取組	・産婦健康診査事業（産後うつ対応事業） ・困難な問題を抱える女性への支援
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	①子ども・若者への支援を推進する取組	・ヤングケアラー支援 ・子ども第三の居場所づくり事業 ・いじめ防止対策の推進 ・こども家庭センターの運営

重点分野

- 勤務問題対策 ○高齢者対策 ○生活困窮者・無職者・失業者対策
- 女性対策 ○子ども・若者対策